

○衛生上必要な措置基準

項目	基準
清潔の確保	皮膚に接する布片及び器具は、清潔に保つこと。(法 9 (8) 条 1 号)
消毒を要する器具等	【消毒を要する器具】 1 皮膚に接する布片 2 皮膚に接する器具 (クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけとり、かみそり等) ※皮膚に接する布片は客 1 名ごとにこれを取り替え、皮膚に接する器具は客 1 名ごとにこれを消毒すること。(法 9 (8) 条 2 号) 【消毒方法 (施行規則 25 条)】 1 かみそり (頭髮切断専用のものを除く。) 及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの (疑いのあるものを含む。) ① 煮沸消毒 (沸騰後、2 分間以上煮沸) ② エタノール消毒 (76.9～81.4%水溶液に 10 分間以上浸す。) ③ 次亜塩素酸ナトリウム消毒 (0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。) 2 1 記載以外の器具 ① 紫外線消毒 (85μW 以上/cm²、20 分間以上照射する。) ② 煮沸消毒 (沸騰後、2 分間以上煮沸) ③ 蒸気消毒 (80℃以上の湿熱に 10 分間以上触れさせる。) ④ エタノール消毒 (76.9～81.4%水溶液に 10 分間以上浸す又は当該水溶液を含ませたガーゼ等で表面を拭く。) ⑤ 次亜塩素酸ナトリウム消毒 (0.01%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。) ⑥ 逆性石鹼消毒 (0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。) ⑦ グルコン酸クロルヘキシジン消毒 (0.05%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。) ⑧ 両性界面活性剤消毒 (0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。)
作業着	清潔な作業衣を着用すること。(条例 3 条 1 項 1 号)
手指消毒	手指の爪は常に短くし、客 1 人ごとに手指を消毒すること。(条例 3 条 1 項 2 号)
顔そり用 (理容) 毛そり用 (美容) 石けん液	客 1 人ごとに新しいものを使用すること。(条例 3 条 1 項 3 号)
その他	衛生上有害となるおそれのない医薬品、化粧品その他これに類するものを使用すること。(条例 3 条 1 項 4 号)

法：理・美容師法

施行規則：理・美容師法施行規則

条例：福山市理・美容師法施行条例